

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月22日

寒川町教育委員会教育長 大 澤 文 雄

寒川町教育委員会規則第1号

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和51年寒川町教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教育総務課 総務担当 社会教育担当」を「教育政策課 教育政策担当 社会教育担当」に、「教育研究室担当」を「教育研究室」に、「教育施設・給食課 施設・給食担当」を「教育施設給食課 教育施設担当 学校給食担当」に改める。

第3条を次のように改める。

(事務分掌)

第3条 前条に規定する担当の事務分掌は、次のとおりとする。

教育政策課

教育政策担当

- (1) 教育施策の企画、総括調整及び評価に関すること。
- (2) 統合教育会議及び教育委員会の会議に関すること。
- (3) 教育委員会の交際、儀式及び表彰に関すること。
- (4) 教育委員会の規則、規程等の制定、改廃等に関すること。
- (5) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、給与、服務その他人事に関すること。
- (6) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の研修及び福利厚生に関すること。
- (7) 公印の保管及び使用に関すること。
- (8) 公告式に関すること。
- (9) 教育関係予算の総括調整に関すること。

- (10) 奨学金に関すること。
- (11) 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (12) 教育に係る調査、統計、広報及び教育行政に関する相談の総括に関すること。
- (13) 課の庶務に関すること。
- (14) 他課等の主管に属さない事務に関すること。

社会教育担当

- (1) 社会教育施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 社会教育関係団体の指導育成に関すること。
- (4) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。
- (5) 文化財学習センターとの連絡調整に関すること。
- (6) 文化財保護委員会に関すること。
- (7) 寒川町立公民館の指定管理者による管理に関すること。
- (8) 寒川総合図書館の指定管理者による管理に関すること。
- (9) 寒川文書館の指定管理者による管理に関すること。
- (10) 寒川町立文化福社会館の指定管理者による管理に関すること。

学校教育課

学事指導担当

- (1) 県費負担教職員のサービスの監督及び任免その他人事の内申に関すること。
- (2) 学校経営の指導助言に関すること。
- (3) 教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。
- (4) 教科用図書採択及び無償給付に関すること。
- (5) 特別支援教育に関すること。
- (6) 学齢児童及び生徒の学籍に関すること。

- (7) 学校保健及び学校安全に関すること。
- (8) 学校教育統計に関すること。
- (9) 学校関係予算の執行に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

教育研究室

- (1) 教育の研究及び調査に関すること。
- (2) 教育内容の改善及び充実に関すること。
- (3) 教育に関する研修及び講習に関すること。
- (4) 教育相談に関すること。
- (5) 教育に関する図書及び資料の収集並びに提供に関すること。

教育施設給食課

教育施設担当

- (1) 教育財産の総括管理に関すること。
- (2) 教育施設の維持管理及び整備に関すること。
- (3) 学校施設開放に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

学校給食担当

- (1) 給食センターの建設に関すること。
- (2) 学校給食の提供に関すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。